

北海道大学産学・地域協働推進機構産学連携研究員受入れ内規

平成27年5月8日制定

(趣旨)

第1条 北海道大学産学・地域協働推進機構における産学連携研究員の受入れについては、この内規の定めるところによる。

(産学連携研究員)

第2条 前条に規定する産学連携研究員とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 国立大学法人北海道大学産学・地域協働推進機構規程第14条、第23条及び第24条の目的に基づいた活動を行う者
- (2) その他産学・地域協働推進機構長（以下「機構長」という）が特に認めた者（受入れ手続き等）

第3条 産学連携研究員を受入れようとする北海道大学産学・地域協働推進機構の職員は、別紙様式により機構長に申請し、承認を得なければならない。

(報告)

第4条 機構長は、前条の規定により受入れを承認した場合は、産学・地域協働推進機構執行会議に報告するものとする。

(受入れ期間)

第5条 産学連携研究員の受入れ期間は、原則として1年以内とし、更新することができる。

(施設・設備の利用)

第6条 産学連携研究員は機構長が認めた範囲内で必要な施設、設備等を利用することができる。

2 フード&メディカルイノベーション国際拠点を利用する場合は、北海道大学フード&メディカルイノベーション国際拠点管理運営内規、北海道大学フード&メディカルイノベーション国際拠点利用内規及び北海道大学フード&メディカルイノベーション国際拠点利用細則を遵守しなければならない。

(活動の中止)

第7条 機構長は、安全管理及び災害防止等のため必要と判断した場合には、産学連携研究員に対して、活動の中止を命ずることができる。

(損害賠償)

第8条 産学連携研究員は、故意又は過失により産学・地域協働推進機構に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部について賠償しなければならない。

(傷害保険)

第9条 産学連携研究員は、産学・地域協働推進機構において、活動を開始する前に、傷害保険に加入するよう努めなければならない。

(成果)

第10条 産学連携研究員は、産学・地域協働推進機構における成果を発表する場合には、産学・地域協働推進機構で行った成果である旨を明記しなければならない。

2 産学連携研究員は、前項の成果を機構長宛に送付しなければならない。

(権限の付与)

第11条 産学連携研究員には、産学連携研究員証を交付するものとする。また、希望により図書館Webサービス及びHINES等の情報サービスを利用することを可能とする。(別途、使用料相当分を徴収する。)

(手数料)

第12条 産学連携研究員証を交付する手数料として、10,000円を徴収する。

2 第1項の手数料について、特段の理由がある場合に限り、機構長の判断により免除する場合がある。

(秘密保持)

第13条 産学連携研究員は、在籍期間中に既に公知である情報又は正当な理由により責任を免除される場合を除き、産学連携研究員として在籍して知り得た一切の情報を秘密として取扱い、他に開示してはならない。

2 産学連携研究員は、在籍期間中及び在籍終了後5年間は、秘密保持の義務を負うものとする。

3 北海道大学と別紙様式に記す産学連携研究員が所属する機関とは、別途共同研究契約等において、前項及び第1項と異なる定めをすることができる。かかる場合には、当該契約の規定が優先する。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、産学連携研究員の受入れに関して必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

この内規は、平成27年5月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

北海道大学産学・地域協働推進機構産学連携研究員受入れ申請書	
年 月 日	
機構長 殿	
<申請者> 所 属： 氏 名： 電話番号： E-mail：	
<該当者>	
(ふりがな) 氏名・性別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日 (才)
本務について 機関名 職 名 住 所 連絡先	
受 入 れ 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
受 入 れ 理 由	
入 居 予 定 室 名	
備 考	